

# 魚津市子育て新婚世帯住宅取得支援補助金

○補助金交付の手続きチェックリスト(申請時に一緒に提出してください)

## 1. 補助対象者要件

<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項	説明 (☑してください)
	子育て世帯	中学3年生以下のお子さんを養育する世帯
	新婚世帯	婚姻後2年を経過していない世帯
	新生活応援世帯A	前年度の1月1日以降に婚姻し、婚姻日の年齢が夫婦とも39歳以下で、合計所得金額の世帯合計額が500万円未満(認定申請日が4～6月の場合は、前年度の合計所得金額)、実績報告までに講座を受講
	新生活応援世帯B	前年度の1月1日以降に婚姻し、婚姻日の年齢が夫婦とも29歳以下で、合計所得金額の世帯合計額が500万円未満(認定申請日が4～6月の場合は、前年度の合計所得金額)、実績報告までに講座を受講
	市内で取得する住宅の種類	<input type="checkbox"/> 新築:着工前である <input type="checkbox"/> 建売:登記前である <input type="checkbox"/> 中古:登記前である
	住宅取得額 円(税抜)	税抜100万円以上が対象(土地の取得及び敷地造成等は含みません)
	対象住宅は専用住宅である	併用住宅の場合、居住用以外の部分の床面積が50㎡未満かつ延床面積の50%未満である住宅であること
	今後、対象住宅に居住する	交付申請及び実績報告時点において、対象住宅に居住する必要があります
	認定申請日以前において、所有権の登記名義人でない	認定申請日以前において、申請者または配偶者が所有権の登記名義人でないこと
	今後、対象住宅の所有権の登記名義人となる	交付申請及び実績報告時点において、申請者(個人)が、対象住宅の所有権の登記名義人となる必要があります
	居住予定者に市税等の滞納がない	滞納がある場合、補助を受けられません
	重複する国・県等の補助制度に申請していない	国・県等の補助制度と重複して補助を受けられません
	居住誘導区域住宅取得支援補助金の申請	居住誘導区域住宅取得支援補助金の申請はありますか?(ただし、新生活応援世帯A・Bを申請する場合は併用申請できません)

## 2. 事業計画認定申請時に必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類	説明
	事業計画認定申請書(様式第1号)	延床面積は居住部分(車庫、物置除く)
	付近見取図、配置図、各階平面図、求積表	建築確認申請などの図面を利用してください
	世帯全員の住民票(続柄有)(原本)	世帯の構成を確認します
	申請者の戸籍謄本(原本) (※新婚世帯、新生活応援世帯A・Bのみ)	新婚世帯、新生活応援世帯A・Bの場合に必要です
	世帯全員の所得証明書(原本) (※新生活応援世帯A・Bのみ)	新生活応援世帯A・Bの場合に必要です (申請日が4～6月の場合は前年度の証明)
	住宅取得額が分かる書類	見積書、契約書等
	建築基準法による検査済証の写し (※建売の場合のみ)	建売の場合に必要です

## 3. 工事完成後に必要な書類

(事業完了から1ヶ月以内または3月31日のいずれか早い日までに提出してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類	説明
	補助金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)	転居後の住所で記載してください
	完了検査済証の写し (※新築・建売の場合のみ)	新築又は建売の場合に必要です
	建物の登記事項証明書(原本)	補助対象者の要件を確認します 所有権登記後の証明書が必要です
	建物の工事請負契約書又は売買契約書の写し	新築した場合は、工事請負契約書 建売、中古の場合は、売買契約書の写し
	転居後の世帯全員の住民票(続柄有)(原本)	取得した住宅に転居したことを確認します
	市税等納付状況の照会に関する同意書 (世帯全員を記入)	市税の滞納が無いことを都市計画課から関係機関に照会することに同意いただくものです
	建物(工事)引渡書の写し (※新築の場合のみ)	新築の場合に必要です
	住宅の外観写真	正面を含み側面等で全体が写るように2枚程度、普通紙に印刷したものでよい
	補助金請求書(様式第7号) ※要押印	申請者個人の口座情報、転居後の住所を記入してください(交付決定に関する日付、番号は未記入で提出ください)
	通帳又はキャッシュカードのコピー	振込先の申請者個人の口座情報が確認できる書類をお願いします
	住宅取得支援事業に対するアンケート (※新生活応援世帯A・Bの場合は2種類)	制度の効果を分析し、今後の施策に反映させることを目的としていますので、ご協力をお願いします